

北九州市企業型奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、従業員の奨学金返還を支援する制度（以下「支援制度」という。）を令和7年度以降、新たに設立する北九州市内（以下「市内」という。）の中小企業等に対し、当該制度に基づき支給する手当等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、支援制度の導入を促進し、人材確保と従業員の定着及び経済的負担軽減等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第2項第2項に規定する中小企業者等並びに同法上に規定のない法人又は組合で市長が特に認める者であって、別表第1に掲げる者をいう。

(2) 奨学金 高等学校、短期大学、大学、大学院、専修学校等の教育機関における修学を支援するために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が貸与する奨学金

イ 地方公共団体、大学及び民間企業・団体等が貸与する奨学金

ただし、奨学金の制度の趣旨から補助金の対象外とすることが必要と市長が別に認めたものを除く。

(3) 支援制度 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）が、雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則等の明文化された文書（以下「内部規定等」という。）に基づき、支援対象者に対して金銭（口座振込によるものも含む。）を支給又は補助対象者に代わり、返還額の一部又は全部を機構等に直接送金（以下「代理返還」という。）することにより、当該従業員本人が主たる債務者となっている奨学金の返済に係る負担を軽減する制度をいう。ただし、支給の対象となった従業員が退職した場合、当該従業員に支給額の全部又は一部の返還の義務を負わせるものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に本社又は採用権限のある事業所を有する中小企業等であること。

(2) 支援制度を令和7年4月1日以降に設けた事業者であること。

- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (5) 国、県または市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (8) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

（支援対象者）

第4条 支援対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）において、補助対象者に採用されてから3年以内であり、雇用期間の定めがなく、補助対象者において正社員として勤務していること。
- (2) 申請日において、支援対象者が奨学金を返還中であるか、返還予定が確定していること。
- (3) 勤務先事業所が市内にあること。
- (4) 申請日の属する年度末（3月31日）において、申請時と同じ補助対象者に雇用されていること。
- (5) 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
- (6) 補助対象者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。）である場合においては、当該個人事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が支援対象者以外の従業員と同様であると認められる者を除く。
- (7) 他の団体から重複して奨学金返還支援を受けていない者。
- (8) その他支援対象者とすることが適当と市長が認めた者。

（補助対象期間）

第5条 北九州市企業型奨学金返還支援事業（以下「補助事業」という。）の補助対象期間は、交付決定により定めた日から当該年度の3月31日までとする。

- 2 過年度と同一の補助対象者による同一の補助事業に対する申請（以下「再申請」という。）を妨げない。ただし、再申請への交付の決定の回数は2回以内とする。

なお、再申請の場合であっても、毎年度所定の手続きを必要とし、次年度以降の補助金の交付を保証するものではない。

(補助額等)

第6条 交付する補助金の額は、補助対象者が当該年度の3月末日までに支援対象者に支給又は代理返還した額の3分の2以内の小数点以下を切り捨てた額とし、補助対象者につき60万円を上限とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、北九州市企業型奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 支援制度に係る内部規定等及び支援制度を令和7年4月1日以降に設立したことが確認できる書類の写し
- (2) 支援対象者の雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
- (3) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 支援対象者の勤務地が分かる書類
- (5) 支援対象者の返還額及び初回返還日等が確認できる書類
- (6) 中小企業等であることが確認できる書類(資本金又は従業員数が確認できる書類等)
- (7) 補助金振込先口座情報が確認できる書類(通帳の写し等)
- (8) 市税に滞納がないことの証明書
- (9) 暴力団排除に関する誓約書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(電子情報処理組織による申請等)

第8条 第7条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第7条に規定する書面等により行われたものとみなす。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金の交付の可否について決定のうえ、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第10条 補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、北九州市企業型奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。ただし、補助金額の変更を伴わないものについては、この限りでない。

2 補助対象者は、支援制度を中止し、又は廃止しようとするときは、北九州市企業型奨学金返還支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、各会計年度の補助事業が完了した(補助事業を中止した場合又は補助事業の廃止の承認を受けた場合においては当該中止をした又は承認を受けた)ときは、20日以内に北九州市企業型奨学金返還支援事業補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 代理返還をしていない補助対象者の場合は、給与明細書、賃金台帳等の支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し。代理返還をした補助対象者の場合は、支援対象者に代わり、奨学金の返還額の一部又は全部を機構等に代理返還した月ごとの実績が分かる書類の写し

(2) 支援対象者の奨学金が返還されたことを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、その旨を補助対象者に通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする。

(帳簿の備付等)

第13条 補助対象企業は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取り消し及び返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が第3条の各号いずれかに該当することが明らかとなった場合には、補助金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

2 市長は、交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すべてに交付決定されている補助金の全部又は一部について期限を決めて、その返還を命じることができる。

3 この場合において、取消しにより申請者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(規則との関係)

第15条 補助金の交付は、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

業種・組織形態	補助対象者
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨ 組合、連合会	中小企業経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	上記③サービス業に準じる者
⑪ 社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫ 財団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者